



マイナンバーカードで暮らしを便利に

マイナンバーカード（以下、「カード」）は、身分証明書になるなど、さまざまな使い道があります。カードがあれば以下のようなことに活用いただけますので、まだお持ちでない方は、ぜひ申請をご検討ください。

☎ 住民税務課 ☎ 43-9020

New!

1 コンビニで公的な証明書が取得できる

役場に行けないときも、全国どこでもコンビニエンスストアなどに設置されているマルチコピー機から、「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」が取得できます。

利用時間

午前6時30分～午後11時

(12月29日～翌年1月3日およびシステム休止日を除く)

※ カードをお持ちの方で、カードに「利用者証明用電子証明書（数字4桁）」の搭載が必要です。ご利用上の注意については、事前にご確認をお願いします

2 本人確認書類として利用できる

子どもから高齢の方までこのカード1枚で身分証明書になります。会員登録手続きや各種会場の入場などに幅広く使えます。

3 オンラインで転出・転入予約ができる

与謝野町外の市区町村へ引っ越しするときの手続き（転出届）がオンラインで届け出でき、役場への来庁は原則不要です。なお、転入する際の手続き（転入届）は、カードをお持ちいただき転入先の市区町村窓口で手続きを行ってください。

※ 転出に伴いその他の手続きがあるときは、役場への来庁が必要な場合があります
 ※ 転入の手続きが遅れるとカードが失効することがあります

4 オンラインで電子申告ができる

e-Tax（イータックス／確定申告）など、さまざまなオンライン手続きが可能です。

5 健康保険証として利用できる

カードリーダーがある医療機関などは、オンラインで保険資格を確認できます。また、手続きなしで限度額を超える一時的な支払いが不要になります（限度額適用認定証が不要）。

※ マイナポータルや医療機関などで、初回登録が必要です
 ※ 自治体独自の医療費助成については、引き続き、書類などをお持ちください
 【例】福祉・子育て医療費受給者証 など

6 マイナポータルでさまざまな手続きができる

- パスポート更新のオンライン申請
 - 年金に関する情報の確認や国民年金の手続き
 - 公金受取口座の登録
 - 新型コロナワクチン接種証明書の取得
- ※ 自治体によって利用できるサービスが異なりますので、ご注意ください



マイナポータル



地方公共団体情報システム機構（カードの申請方法については、こちらをご覧ください）



協議会開催の様子

権利が守られる地域づくりを推進

与謝野町成年後見制度利用促進協議会（以下、「協議会」）では、サポートセンターが中心となり、当事者団体や民生児童委員協議会、専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）、福祉事業所、金融機関、社会福祉協議会、医療機関などとともに、制度の利用促進を含む町民の皆さんの権利を擁護する取り組みについて協議を行っています。

支援を必要としている方は、自ら助けを求めることが難しい場合があるため、地域社会がこうした状態に

相談件数は増加傾向

サポートセンターでは、制度利用に関する一般的な相談はもちろん、制度利用に伴う書類作成の助言などの手続きに関する支援も行っています。また、制度だけでは解決できない場合があるため、ほかの諸制度に関する案内も行っており、相談件数は年々増え続けています。

気づき、必要に応じた福祉や医療などのサービス利用につなげることが重要です。協議会の開催をつうじ、地域におけるネットワークを強化することで、一人ひとりが自らの意志が尊重され、権利が守られる地域づくりを推進しています。

相談件数などの推移

	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
実人数	11人	16人	16人	16人	23人	36人	29人
相談件数	49件	59件	43件	91件	114件	152件	179件
町長申し立て	0件	0件	0件	2件	2件	2件	1件
申し立て支援	0人	0人	0人	2人	1人	5人	1人
報酬助成	0人	0人	0人	0人	1人	3人	2人

※ 令和4年4月1日、役場福祉課内にサポートセンターを設置
 ※ 令和5年度は、11月16日現在の数字

● 与謝野町成年後見サポートセンター 皆さんの権利の擁護に向けて

与謝野町では、成年後見制度（以下、「制度」）をはじめとした町民の皆さんの権利擁護の推進を図るための相談窓口として、与謝野町成年後見サポートセンター（以下、「サポートセンター」）を役場福祉課内に開設しています。今月号では、サポートセンターの取り組みの一部を紹介します。

☎ 成年後見サポートセンター（福祉課内） ☎ 43-9021



サポートセンターの相談やさまざまな支援を行っています。お気軽にお越しください。

課題は担い手の確保

少子高齢化が進み、地域社会を支える担い手の育成が必要となっています。制度を含む権利擁護支援分野においても、担い手不足が課題となっています。住民が後見人を担う「市民後見人」や、社会福祉法人などが後見人を担う「法人後見」の推進について協議を進めています。